

概要説明

子ども・子育て支援新制度および子ども・子育て会議について

1. 子ども・子育て支援新制度とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・成立し、公布されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）が平成 27 年 4 月に本格施行されました。新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などを財源に、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

◆ 新制度の主な内容 ◆

① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供を促進します。

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

教育・保育施設に係る共通の給付の創設、職員の人材確保・処遇改善により教育・保育の量と質を改善します。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域の多様な保育ニーズに対応するため、既存の事業の充実を図るとともに、利用者支援事業などの新たな事業を創設します。

2. 藤岡市子ども・子育て会議とは

「藤岡市子ども・子育て会議」（以下「会議」）は、子ども・子育て支援法第 77 条に定める地方版子ども・子育て会議として、平成 25 年 9 月に藤岡市条例により設置されました。

平成 26 年度までの会議の活動により、子育て家庭の意見を反映した「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」）が策定されました。平成 27 年 4 月からはこの事業計画に基づいて藤岡市における子ども・子育て支援を実施しているところです。

会議においては、事業計画策定後も利用定員の設定や事業計画の変更の際に意見をいただくなど、事業計画に対する点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されています。

行動中



平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
藤岡市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
				策定	藤岡市子ども・子育て支援事業計画				

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。